



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 6 日 (金)  
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 訓 令 県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令  
(2) (給与室) . . . . . 2
- ◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則  
(1) (地域課) . . . . . 3
- ◇ 人委規則 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則  
(2) (任用課) . . . . . 4

# 訓 令

## 鳥取県訓令第2号

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県の執務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(県の執務時間に関する規程の一部改正)

第1条 県の執務時間に関する規程(昭和44年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(執務時間)</p> <p>第2条 県の執務時間は、鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p>	<p>(執務時間)</p> <p>第2条 県の執務時間は、鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p>

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程(昭和44年鳥取県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。ただし、緊急かつ公務運営上やむを得ない場合の休憩時間の臨時の変更については、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">勤務時間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">休憩時間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く。)</td> <td style="text-align: center;">正午から午後1時まで</td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く。)	正午から午後1時まで	<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。ただし、緊急かつ公務運営上やむを得ない場合の休憩時間の臨時の変更については、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">勤務時間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">休憩時間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時30分から午後5時30分まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後1時まで</td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
勤務時間	休憩時間								
午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く。)	正午から午後1時まで								
勤務時間	休憩時間								
午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで								

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

# 公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 6 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 鳥取県公安委員会規則第 1 号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 2 条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第 1（第 2 条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
八橋警察署	塩津駐在所	西伯郡大山 町塩津	略	八橋警察署	田中駐在所	西伯郡大山 町田中	略
略				略			

附 則

この規則は、平成21年 3 月 9 日から施行する。

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 6 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第 2 号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（採用選考の委任）</p> <p>第 2 条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第 1 項第 4 号及び第 7 号に掲げる職並びに同条第 2 項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>	<p>（採用選考の委任）</p> <p>第 2 条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第 1 項第 4 号に掲げる職及び同条第 2 項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。